

入院時食事療養費について

令和8年6月1日現在

済生会和歌山病院

入院時食事療養費	健康保険適用標準負担額
■ 入院時食事療養（Ⅰ）（1食につき）	■ 入院時食事療養費における標準負担額（1食につき）
（１）（２）以外の食事療養を行う場合 730円	A：B、C、D以外の方 550円
（２）流動食のみを提供する場合 665円	B：C、D以外で下記にあてはまる方
	・ 指定難病・小児慢性特定疾病対象の方 330円
■ 特別食加算（1食につき） 76円	C：低所得者Ⅱ
	・ 過去1年間の入院期間が90日以内 270円
■ 食堂加算（1食につき） 50円	・ 過去1年間の入院期間が90日超 220円
	D：低所得者Ⅰ 130円

※ 入院時に患者様にお支払いいただくお食事代（標準負担額）は以下の通りです。
（1日につき3食を限度）

※ 「入院時食事療養（Ⅰ）」の届出を行っており、管理栄養士によって管理されたお食事を適時（夕食については午後18時以降）、適温で提供しております。
